

## 東海第二原子力発電所の再稼働中止を求める意見書

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、地震・津波の甚大な被害に加え、福島第一原発事故が発生しました。この事故は、これまでの「原発安全神話」を完全に崩壊させ、原発の危険性を国民が思い知ることになりました。水素爆発による放射性物質の拡散と汚染に対する住民の不安は計り知れない深刻なものです。

また東海第二原発は、運転開始から 30 年以上が経過し、著しい老朽原発となっています。今回の震災でも大きな被害を受け、津波があと少し高ければ福島第一原発と同様の事態となった可能性が指摘されています。茨城周辺で数多くの余震が続くなか、もし東海第二原発で事故が起これば、茨城はもちろんのこと関東全域の被害状況は予測できない甚大なものとなり、住民は土地やそれまで築いてきたものを全てを失います。東海第二原発の 30 キロ圏内には 100 万人が住んでおり、周辺住民の避難は困難を極め、首都圏にも大きな被害が及ぶ可能性があります。

よって笠間市議会は、東海第二原子力発電所の再稼働中止を求め、国及び茨城県が下記の事項について実現されるよう求めます。

### 記

1. 東海第二原子力発電所の再稼働を認めないこと
2. 雇用や代替エネルギーの確保など事業所・周辺自治体・周辺経済への影響を調査し、国が責任をもって廃炉に向けた環境を整えること
3. 茨城県の原子力災害対策を見直し、30 キロ圏内 100 万人県民の安全対策や避難計画、また新たに 50 キロ圏内を策定すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 2 4 年 月 日  
笠間市議会議長 柴沼 広

〔 意 見 書 提 出 先 〕

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・環境大臣・経済産業大臣・  
農林水産大臣・厚生労働大臣・財務大臣・消費者庁担当大臣・茨城県知事